

議事日程 (第3号)

平成30年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第48号議案 平成30年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第 2 第49号議案 平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)
- 日程第 3 第50号議案 平成30年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第
1号)
- 日程第 4 第51号議案 平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 5 第52号議案 平成30年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第1～日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第54号議案 中間市手数料条例等の一部を改正する条例
(日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第55号議案 中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会設置条例
(日程第7 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第56号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市多目的広場)
- 日程第 9 第57号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市農産物直売
所)
- 日程第10 第58号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市民図書館)
- 日程第11 第59号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市体育文化セ
ンター外7件)
- 日程第12 第60号議案 公の施設の指定管理者の指定について (中間市市民会館)
(日程第8～日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第61号議案 中間市道路線の認定について
(日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 認知症施策の推進を求める意見書
第15号
- 日程第15 意見書案 無戸籍問題の解消を求める意見書
第16号
(日程第14～日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第16 意見書案 国による防災対策の強化を求める意見書
第17号

(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第17 意見書案 原発に依拠しない再生可能エネルギーの活用推進を求める
第18号 意見書

(日程第17 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第18 意見書案 消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書
第19号

(日程第18 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第19 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	8番 草場 満彦君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君
11番 安田 明美君	12番 梅澤 恭徳君
13番 柴田 広辞君	14番 中野 勝寛君
15番 井上 太一君	16番 下川 俊秀君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	副市長 …………… 白尾 啓介君
教育長 …………… 片平 慎一君	市長公室長 ……… 佐伯 道雄君
総務部長 …………… 園田 孝君	市民部長 …………… 安徳 保君
保健福祉部長 …… 船津喜久男君	建設産業部長 …… 藤田 宜久君
教育部長 …………… 田中 英敏君	
環境上下水道部長 ……………	井上 一君

市立病院事務長 … 貞末 孝光君	消防長 …………… 三船 時彦君
企画政策課長 …… 濱田 学君	総務課長 …………… 後藤 謙治君
財政課長 …………… 蔵元 洋一君	
安全安心まちづくり課長 ……………	石井 浩司君
市民課長 …………… 松原 邦加君	健康増進課長 …… 岩河内弘子君
介護保険課長 …… 冷牟田 均君	都市計画課長 …… 白石 和也君
産業振興課長 …… 北原 鉄也君	生涯学習課長 …… 大内 智二君
下水道課長 …… 岩切 伸一君	市立病院課長 …… 末廣 勝彦君

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 拓生君	書 記 谷山 隆二君
書 記 志垣 憲一君	書 記 池田 恭君

午前9時59分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第48号議案

日程第2. 第49号議案

日程第3. 第50号議案

日程第4. 第51号議案

日程第5. 第52号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、第48号議案から日程第5、第52号議案までの、補正予算5件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、積極的に取り組んでおります、ふるさと納税の伸びに対応するための追加計上が主な内容となっており、歳入歳出それぞれ4億5,630万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ184億460万円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、総務費におきまして、ふるさと納税3億5,000万円の増額、財政調整基金繰入金につきましては2,880万円の減額となっております。

次に、歳出の主なものといたしましては、債務負担行為補正として、平成32年4月から、本市の電算システムが完全オープン化へ移行することに伴う、データ移行業務委託料を2年間で1,870万円、総務費におきましては、水道会計の職員2名が一般会計に異動したことに伴う、福岡県市町村職員退職者手当組合負担金が450万円、ふるさと納税の返礼品並びに配送手数料等を含めた、ふるさと納税管理業務委託料が2億2,600万円、教育費においては、来年度から中学校で導入されます道徳教科の教師用道徳指導書の購入費として40万円が、それぞれ増額されております。

以上が、委員会に付託されました議案の概要であります。

討論において、道徳の教科化による評価は問題であり、不適切であるため反対するという意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、第48号議案は賛成多数で、原案どおり可決すべきと

決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第48号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第49号議案、第51号議案及び第52号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第48号議案平成30年度中間市一般会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金のうち、民生費国庫負担金7,840万円、県支出金のうち、民生費県負担金3,920万円、民生費県補助金1,480万円が増額されております。

次に、歳出の主なものは、総務費として、国庫及び県への返還金として、諸費1,770万円が増額されております。

民生費の社会福祉費におきましては、障害者自立支援医療費及び放課後等デイサービスの利用者、日数の増加等に伴う扶助費1億2,280万円が増額され、平成29年度の精算に伴う後期高齢者医療療養給付費680万円が減額されております。

また、児童福祉費として、民間保育所の年間利用者数の増加及び国の公定価格の改定等に伴う扶助費5,360万円が増額されております。

次に、第49号議案平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳入につきましては、歳出の増額に伴い、職員給与費等繰入金260万円、歳入欠陥補填収入7,250万円、特定健康診査等負担金90万円が増額されております。

次に、歳出の主なものは、平成29年度療養給付費負担額及び高額医療費共同事業負担金の過交付分の返還額が確定したことに伴い、諸支出金7,350万円が増額されております。

また、債務負担行為補正として、市町村事務処理標準システム印刷機保守委託料が計上されております。

これは、平成30年度から国民健康保険が県単位化され、市町村事務処理標準システムを導入したことに伴う印刷機の保守委託料となっております。

なお、債務負担行為の期間は、平成31年度から平成34年度まで、限度額は330万円となっております。

以上により、歳入歳出それぞれ7,620万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,290万円とするものでございます。

次に、第51号議案平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

歳入につきましては、保険事業勘定では、歳出の増額に伴い、介護保険料360万円、国庫補助金390万円、県補助金190万円、支払基金交付金420万円、一般会計繰入金190万円が増額されております。

次に、歳出につきましては、保険事業勘定では、地域支援事業の通所型及び訪問型サービスの利用の増加に伴い、介護予防・生活支援サービス事業費1,580万円が増額されております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,580万円が増額され、予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,940万円とするものでございます。

次に、第52号議案平成30年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

債務負担行為補正として、中間市立病院のあり方検討支援に係るコンサルタント業務委託料が計上されております。

本事業は、今後の中間市立病院のあり方に関する、本市の方針を決定するため、当院の経営分析及び経営収支などからシミュレーション試算等を行い、具体的なデータや資料をもとに整備すべき医療機能や経営形態等を検討する委員会を設置し、専門的な見地からの検討及び答申を受けるためのものとなっています。

なお、債務負担行為の期間は、平成30年度から平成31年度まで、限度額は1,500万円となっております。

討論において、委員から、「病院施設は老朽化しており、医療器具等も耐用年数を迎える中、今回の補正は厳しい内容である。今後の病院のあり方を早急に検討し、スピーディーな対応を求める」また、「前回の答申から方向性が見えないまま約7年経過しており、建物の老朽化も進み、耐震化もできていない状況である。今後の病院施設の必要性や地域医療の確立等を検討し、早急に結果を出してほしい」などの意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第48号議案、第49号議案、第51号議案、第52号議案、全て全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第48号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分及び第50号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第48号議案平成30年度中間市一般会計補正予算（第2号）について申し上げ

げます。

まず、債務負担行為補正といたしまして、救急事案管理システムの賃借料が計上されております。これは、5年前に導入した救急事案システムの契約が今年で終了することから、新たに再契約するものとなっております。

なお、債務負担行為の期限は平成30年度から平成35年度までで、限度額は444万円となっております。

次に、歳入の主なものは交通安全対策特別交付金が200万円増額されており、これは交通違反反則金の還元金の増額分ということです。

次に、歳出の主なものは、総務費において交通安全対策費の工事請負費が200万円増額されており、これは交通安全対策特別交付金の増額分について、交通安全施設整備工事を追加するものとなっております。

また、土木費において、住宅建設改良費が50万円増額されており、これは通学路や避難経路等に面する危険なブロック塀の所有者に対し、速やかな改善を促すために撤去費用の一部を助成するブロック塀等撤去費補助金とのことでございます。

次に、第50号議案平成30年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

まず、歳入において、下水道受益者負担金の賦課対象面積の確定により、下水道受益者負担金が1,360万円増額され、それに伴い一般会計からの繰入金金が1,020万円減額されております。

次に、歳出においては、下水道受益者負担金の納付方法確定に伴い、報償費が330万円増額されております。

以上により、歳入歳出ともに330万円を増額し、予算の総額をそれぞれ20億2,706万円とするものとなっております。

最後に、それぞれ採決しました結果、第48号議案、第50号議案ともに全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第48号議案平成30年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、日本共産党を代表して、反対意見を申し述べます。

10款教育費において、道德教育用の教師用教育資料に要する経費として48万6,000円が計上されています。昨年の補正で既に小学校用の教材が用意をされ、今回は中学校用ということですが、これで全ての学年で道德教育の教科化が進められることとなります。1958年にも道德の教科化が問題となりましたが、道德を国家が決めるのは戦前に戻る道だとの声が高まり、正式な教科にすることはできなかった経緯があります。また、2007年の第1次安倍内閣のときにもこれは検討されましたが、教科化に伴う評価は道德教育には不適切だとして退けられたものです。教科書を使い、試験をして採点するという教科の範囲内で道德教育を行うには無理があるとされたわけであります。

道德は、基本的人権の尊重を中心に据え、上からの押しつけでなく、子どもたちが自分たちの頭で考えて培っていくべきものです。

かつて、みずからが否定していたものを提出してくること自体が異常であります。

大きくは、今後の日本の進路にも多大な悪影響を及ぼす道德の教科化に反対し、そのための予算措置について反対いたします。

以上であります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより第48号議案から第52号議案までの補正予算5件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第48号議案平成30年度中間市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第48号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第49号議案平成30年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第49号議案は委員長の報告のとおり可決されました。次に、第50号議案平成30年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を

採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第50号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第51号議案平成30年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第52号議案平成30年度中間市病院事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6. 第54号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第6、第54号議案中間市手数料条例等の一部を改正する条例を議題とし、総合政策委員長の報告を求めます。中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長(中野 勝寛君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

平成31年7月1日に施行される、工業標準化法の一部改正により、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に変更することに伴い、中間市手数料条例等で引用しております「日本工業規格」の名称を「日本産業規格」に改めるものであります。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせ、平成31年7月1日となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第54号議案は全員賛成で、原案どおり可決すべきと

決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより第54号議案中間市手数料条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 第55号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第7、第55号議案中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会設置条例を議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第55号議案中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会設置条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例制定は、現在本市において進められております中鶴地区定住促進住宅整備事業について、当該事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することに当たって、その手続を公平に行うことを目的とするものとなっております。

条例の主な内容といたしましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第11条第1項において、民間事業者の選定に当たり客観的な評価を行うこととされていることを踏まえ、審査機関としての選定委員会の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとなっております。

具体的には、学識経験者、市職員等の委員による審査機関を設置し、提案書及びプロポーザルの評価並びにその事業者の選定に関する審査及び評価を行うものとなっております。

す。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からとなっております。

討論において、委員から「PFIについてはさまざまなデメリットもある。中鶴・長津地区には災害時の避難所もなく、今回の事業では地域住民の要求も加味した総合的なビジョンが必要ではないかと思うので、このPFI事業には反対する」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で、原案通り可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。反対の立場から討論に参加をいたします。

中鶴地区定住促進整備事業について、当該事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を公平に行うため、中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会を設置するとありますけれども、事業者が選定をされれば民間主導で事業がどんどん進んでいくことになります。

PFIの生みの親でありますイギリスでは、日本が進もうとしている方向とは真逆の判断が下されております。ことし2018年1月、イギリス会計検査院は、PFIの対費用効果と正当性に関する調査を行っております。導入前から分析をされたデメリットのほうが多くあらわれているということがわかった次第です。

PFIのデメリットとは、自治体と民間との契約期間が長いため、競争原理が働かず、公共サービスの質が低下をする。変化に対して柔軟に対応できない。さらには、一つの業者への包括的発注を行うため、業務プロセスがわかりにくく、価格上昇やサービスの低下が起きても原因がわかりにくい。資金の流れが不明確である。そして、民間がリスクを負担できない場合、サービスの途絶、質の低下が起きる。民間が途中で破綻した場合、自治体の負担が増加するなど報告されています。

中鶴地区においては、県営住宅の改修、市営住宅の改修も今行われている中、一旦立ちどまり、地域住民の皆さんの要求も加味した総合的なビジョンが必要ではないかと思えます。特に、中鶴地区、長津地区における災害時の避難場所もありません。国が進めるPFI事業については問題があり、この案件について反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第55号議案中間市中鶴地区定住促進住宅整備事業選定委員会設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8. 第56号議案

日程第 9. 第57号議案

日程第10. 第58号議案

日程第11. 第59号議案

日程第12. 第60号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第8、第56号議案から日程第12、第60号議案までの公の施設の指定管理者の指定5件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第58号議案、第59号議案、第60号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第58号議案について申し上げます。

中間市民図書館の指定管理期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、指定管理者を公募・審査を行いました結果、引き続き、現在の指定管理者である、株式会社図書館流通センターに指定を行うというものです。

選定の理由といたしましては、同社は、安定した経営を行うための財政基盤と実績があり、公立図書館の指定管理を受託した経験が豊富であること、民間のノウハウを生かした事業展開により、本市においても利用者のサービスの向上が認められていることが高く評価されたことによるものでございます。

なお、指定管理の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

討論において、指定管理施設に共通して、「民間企業は利益を出すために低賃金で職員を雇い、そのことにより、経済は疲弊し、ますます落ち込んでいく悪循環が発生することから、指定管理制度そのものの考え方を改める必要がある」、「指定管理者と施設の管理・運営方法についての報告・協議を行い、市が指定管理者に業務の改善指導等ができるような場を定期的に設け、今まで以上に市民のニーズに応えていく必要がある」などの意見がありました。

次に、第59号議案について申し上げます。

中間市体育文化センター外7施設の指定管理期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、指定管理者選定委員会で審議を行いました結果、引き続き、現在の指定管理者である、中間市体育協会・ミズノグループに指定を行うというものです。

選定の理由といたしましては、中間市体育協会による地域住民とのネットワークを活用した地域密着型の運営に加え、ミズノによる総合スポーツ企業としての特性を発揮した専門的かつ安定的な運営など、それぞれの強みを生かした運営を行い、本市のスポーツ振興に大きく寄与してきたこと、東京オリンピック等で高まるであろう今後のスポーツへのニーズにも、同グループが築き上げた地域ネットワークや、専門的な管理運営による柔軟な対応が期待されることなどを総合的に判断しました結果、本来は公募による選定を行うべきでしたが、公募は行わず、同グループが指定管理者の候補として選定されております。

なお、指定管理の期間におきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

討論において、体育協会とミズノグループが共同で指定管理を行うことは不自然なので、今後の運営方法等についての見直しを要望するという意見がありました。

次に、第60号議案について申し上げます。

中間市市民会館の指定管理期間が、平成31年3月31日をもって満了することに伴い、指定管理者選定委員会で審議を行いました結果、引き続き、現在の指定管理者である、公益財団法人中間市文化振興財団に指定を行うというものです。

選定の理由といたしましては、同財団は、平成18年度から当該施設の指定管理者として指定されており、この間、地域に密着したさまざまな自主事業を行いながら、本市の芸術文化振興に大きく寄与してきたこと、また、指定管理料につきましても、平成26年度と平成30年度を比較すると、約9.1%の経常的な経費削減を実現しており、今後も、施設の設置目的の効果的な実現及び効率的な運営が期待されることを総合的に判断しました結果、本来は公募による選定を行うべきでしたが、公募は行わず、同財団が指定管理者の候補として選定されております。

なお、指定管理の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

討論において、指定管理料の減額に成功し、さまざまな事業を行っていることは評価で

きるが、事業の実施方法等に改善の余地が見られるので、見直し・改善を行い、さらなる経費削減・事業効果の向上に取り組んでいただきたいという意見がありました。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第58号議案、第59号議案は賛成多数、第60号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第56号議案について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の対象施設である、太陽の広場の指定管理者は、現在、中間市老人クラブ連合会が管理及び運営を行っております。

この指定期間が、平成31年3月31日をもって満了となることから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、平成31年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の選定につきましては、施設の管理運営に係る事業計画書や経営状況等から適切な運営が行われていることや高齢者の生きがい活動の拠点として地域社会におけるコミュニティ形成及び老人福祉の増進に寄与してきたこと、また、介護予防事業ケアトランポリンわいわい教室事業など、本市が取り組む事業にも積極的に取り組んでいる実績もあり、総合的に判断した結果、引き続き中間市老人クラブ連合会が指定管理者の候補者として選定されております。

なお、中間市公共施設等総合管理計画において、早急に対応が必要とされる施設であることから、今後の施設管理の方向性に応じた迅速な対応が可能となるよう指定管理を3年間とするものでございます。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております、第57号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市農産物直売所）について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

現在、中間市さくらの里農産物直売所の指定管理者は一般社団法人新鮮市場さくら館となっております。

この指定管理の指定期間が平成31年3月31日をもって満了となります。

同施設について、民間事業者が有するノウハウを活用した管理を引き続き行うべきと思料されますことから、中間市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、平成31年4月1日からの指定管理者の指定を行うものとなっております。

指定管理者の指定に当たっては、一般社団法人新鮮市場さくら館が、前身の事業組合のころから現在まで同施設を管理運営しており、その間の実績等を総合的に判断した結果、引き続き同法人が指定管理の候補者として選定されております。

なお、指定期間につきましては、指定管理者制度の運用方針に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となっております。

委員より「さくら館は前回の指定管理の時から、運営協議会での協議や市としてのチェックがしっかりとできているので賛成する」や「さくら館の運営については、専門的な知識も必要で、運営協議会の場で意見等が述べられるのであれば期間についても5年も妥当だと考えられるので賛成する」との意見がありました。

最後に、採決しました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第58号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）について反対をいたします。

戦後の地方自治法は、公の施設は住民の福祉を増進する目的で、常に住民本位の立場から利益優先の考え方を排除してきました。その結果、2003年までの約60年間近くにわたって直営での運営を行ってきました。改悪されたのはこの2003年の地方自治法の改定からです。そこには、海外への進出で国内経済の疲弊から、何とか公務労働を民間に回そうという財界の要求がありました。10兆円規模の市場化テストという言葉でこれが表現をされていました。

今、それに基づく民営化の中でも指定管理者による運営への全面進出が国を挙げて実施をされています。しかし、元来、物件費と人件費からなる運営費用に民間企業の利潤が入り込んできますので、結果的に指定を受けた企業内の賃金に大きなしわ寄せが生じています。東京の公務員労働組合の調べでは、賃金の額と利潤、つまりもうけとがほぼ同額であり、行政の実施するこのような事業内部からワーキングプアが生れているとの指摘もあります。また、そのことが地域経済の資源が、原資が中央市場に吸収をされ、地域経済衰退

の要因となっています。地方自治法の従来趣旨からも、このようなやり方は取りやめ、もとの直営に戻すことを求め、この条例案には反対をいたします。

次に、第59号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター外7件）についても反対意見を申し述べます。

これも第58号議案と同様に、利潤追求が目的のミズノ株式会社という民間企業へのこれ以上の委託はやめるべきであります。

以上により、59号議案についても反対いたします。

次に、第60号議案、56号、57号については、60号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市市民会館）について、こちらについては意見を付しての賛成といたします。

元来、こうした公的施設、56号も57号もそうですが、指定管理者制度はやめて直営ですべきだと思います。しかし、この件については、利潤目的の団体組織というよりも半官半民としての存在ですし、委託料は大体その運営費に使われていることから、事業の安定性ということを考えまして、以上の法案については賛成をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

第59号議案公の施設の指定管理者の指定について、公明党会派を代表して討論を行います。

この議案は、市内体育施設8件の管理運営先として中間市体育協会とミズノグループを5年前に引き続き指定するというものであります。

そもそも平成25年に議案として上がってきた当初より2つの団体を併用し、指定管理先に選定することに違和感がありました。当時、体育協会には補助金として140万円が支給されておりました。ところが、指定管理先に選定された平成26年からは、体育協会とミズノグループへの指定管理料4,800万円とは別に、体育協会へ712万円が支給されるようになり、補助金を増額しております。これは、指定管理の目的の一つであり、効率化及び経費縮減の観点からすると理解しがたいものがあります。

質疑の中で712万円の内訳は、人件費と事業の運営費であり、体育協会を指導し、社団法人格を取得させ、行く行くは指定管理先として体育協会に専任させたい旨のご答弁がありました。行政が主導し、体育協会を法人化させることは準公務員化を進めるようなもので、民間の優れた技術力や経営ノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図るといふ指定管理の目的に逆行することになってしまうのではないのでしょうか。

改めまして、指定管理制度は多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費節減を図ることを目的としております。

事業の継続性の観点から反対はいたしません、本市の指定管理の選定のあり方を再考していただきたく、意見を付しての賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。小林信一君。

○議員（2番 小林 信一君）

中間クラブの小林です。クラブを代表し、第58号議案、第59号議案、第60号議案3件の公の施設の指定管理者の指定について討論に参加させていただきます。

本市では、現在、公の施設の維持管理につきまして、公共施設等管理計画に沿いまして、補修等による長寿命化計画、あるいは廃止等の見直しを含めた検討が重ねられております。

そういった中にありまして、中間市民図書館、体育文化センターを含む外7件、そして市民会館の3施設の指定管理者と指定期間を、これまで同様継続する。指定管理については5年ということが三つの施設に共通したところでございます。

指定管理者は、先ほど委員長の報告にもありましたので割愛させていただきますが、こういった施設の運用につきまして、行政の側から何か要望、改善意見等、これを加えるようなことが起こった場合、過去の指定管理のかかわりようにつきまして、こういったことを頭の中に残しておる言葉があります。指定管理の場合、法に触れるような重大な行為が発生しない限り、管理業務や事業内容に改善の指導なり指示ができない、こういうふうな説明を受けた記憶がございます。

こういった縛りがある中で、5年間の指定管理をするということは、非常に現在の中間市の歩みからいけば、その歩みに反する部分ではないか。それとあわせて、指定管理料の削減、これが本当に実施できるかということで、当初は反対の気持ちを持っておりました。

しかし、指定管理者制度の運用方針、あるいは指定管理者制度導入の基本方針、協定の締結、こういったところを見ていきますと、意見を付しての賛成が妥当かという立場に変わってまいりました。

この運用方針の中に、この指定管理者制度の主たる目的、これが民間事業者を含む多種多様な団体が有するノウハウ、これを公の施設の管理業務に活用することにより、住民サービスの向上とともに、施設の管理経費の縮減を図っていくことというふうに明記されております。

また、指定管理者制度導入の基本方針、この（4）の指定管理者の選定基準、この項に五つほど書いてあったと思うんですが、二つ上げてみますと、事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること、事業計画書の内容が管理経費の縮減が図られるものであることと明記されております。

さらに、協定の締結につきまして、市と指定管理者は、業務の仕様書や提案された事業計画書等をもとに、施設管理に係る細目的事項を協議し、包括協定と年度協定の2種類の協定を締結するようになっております。

そこで、この協定に運用方針、それから基本方針等を踏まえ、業務の改善や指導、改善命令ができるよう、定期的に関係者が協議する場、これを設けることを明記し、効果的な事業の実施と指定管理料の縮減が図っていただけるよう意見を付して賛成討論とさせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第56号議案から第60号議案までの公の施設の指定管理者の指定5件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第56号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市多目的広場）についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第57号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市農産物直売所）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第58号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市民図書館）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第58号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第59号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市体育文化センター外7件）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第59号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第60号議案公の施設の指定管理者の指定について(中間市市民会館)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13. 第61号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第13、第61号議案中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長(植本 種實君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第61号議案中間市道路線の認定について審査を行いましたので、その結果と概要をご報告申し上げます。

今回認定される路線は、御館9号線の1路線でございます。

この路線は、従来から本市が管理し、かつ、当該地区住民の生活道路として利用されており、認定の基準を満たしておりますことから市道として認定するものとなっております。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長(下川 俊秀君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより、第61号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第61号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第15号

日程第15. 意見書案第16号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第14、意見書案第15号及び日程第15、意見書案第16号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員(9番 中尾 淳子君)

公明党の中尾でございます。意見書案2件につき、提案理由の説明を行います。

初めに、認知症施策の推進を求める意見書案について申し述べます。

世界に例を見ないスピードで高齢化が進む我が国は、認知症の人が年々ふえ続けています。2015年に推計で約525万人でしたが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれています。

認知症は、誰でも発症するおそれがあり、認知症施策の推進は極めて重要であります。

認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現と、若年性認知症など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも取り組んでいく必要があります。

よって政府におかれましては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定を4点にわたり強く求めるものです。

1、国や自治体を初め企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

2、認知症診断直後は、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。

3、若年性認知症の支援については、若年性認知症コーディネーターの研修などの支援体制の整備を、本人の状況に応じた就労や社会参加ができる環境を進めること。

4、認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通じ、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

続きまして、無戸籍問題の解消を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

無戸籍問題とは、子の出生の届け出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題で

あります。

無戸籍者は、みずから何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益をこうむっており、無戸籍問題は基本的な人権にかかわる深刻な問題であります。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益をこうむるだけでなく、みずから無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要であります。

そこで政府としては、人権保護の観点から、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益をこうむることがないように、3点につき、早急に取り組むことを強く求めます。

1、強制認知調停の申し立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の形式の改定等を進めること。

2、関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そのことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされているという事例が見受けられます。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍者問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。

3、嫡出否認の手續に関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第772条1項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、2件の意見書案を提出いたします。皆様のご賛同を願ひまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

意見書案第１５号認知症施策の推進を求める意見書について、反対意見を申し述べます。
高齢化とその状況下で、認知症の人々がふえ、その対策が早急に求められていることは賛同ができる事実です。

しかし、４項に記載されています疾患登録に基づくビッグデータの活用を口実として、このような個人情報、１項にありますように、特定の機関から国や自治体を初め、企業や地域に不本意に流れることには賛同できません。もう少し厳しい縛りをつけるべきだと思います。

以上のことから、この意見書案第１５号については反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案２件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第１５号認知症施策の推進を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第１５号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第１６号無戸籍問題の解消を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、意見書案第１６号は原案のとおり可決されました。

日程第１６．意見書案第１７号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第１６、意見書案第１７号国による防災対策の強化を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（４番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第１７号国による防災対策の強化を求める意見書について、趣旨説明を行います。

２０１８年度補正予算９、３５６億円が１１月７日、全会一致で成立をいたしました。

ことしの夏に相次いだ豪雨や地震などの復旧・復興には7,275億円を計上し、公立小中学校などのエアコン設置とブロック塀対策には、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金985億円を2018年度補正予算限りで創設をされました。

防災対策については、災害が発生した後の応急対策や復旧・復興対策だけでなく、災害の発生を抑え、被害の拡大を防止するための予防対策を重視した対策に転換することが必要であります。

まず第1に、防災を無視した開発をやめ、必要な防災設備の整備と安全点検を徹底するなど防災まちづくりを進めること。特に、国が進めようとしている下関北九州道路は、小倉東断層があり、問題であります。

2、観測体制の整備を進め、消防や住民などを中心とした地域・自治体の防災力を強化すること。

3に、災害が発生した場合には、再度災害を防止するとともに全ての被災者を対象にした生活のなりわいの再建、被災者の自立に向けた支援を行うこと、このことを基本にすることが必要と考えます。

大規模な災害発生に当たって、消防や警察などの救援部隊を全国的に派遣する体制は急速に整備をされてきました。一方で、地方の防災対策を日常的に点検・強化し、災害発生時には被災者救助の中心的役割を担う市町村消防の実情は、職員の不足が常態化しており、広域化による市町村災害対策本部との連携や地理不案内による初動体制のおくれなどが懸念されています。防災行政無線の整備を含め、消防職員の増加や消防水利の整備など、消防力を強化することは地域の防災力にとって不可欠であります。ボランティアを含めた地域住民の知恵と力を取り入れ、地域防災計画を見直し、高齢者や障がい者、住民の安全な避難など地域の防災対策の強化を求めるものであります。

以上により、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。皆様の賛同をお願い申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第17号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。草場満彦君。

○議員（８番 草場 満彦君）

本意見書案の基本的な考え方には賛同するものであります。私ども公明党も、防災・減災ニューディール政策なるものを基本に据えて、防災減災対策に取り組んでおります。

意見書は、地方自治体の議会から要望等を意見書としてまとめて、時の総理大臣、また関係する大臣、そして衆参議長に提出するものであり、内容はもとより、文章による表現も、その議会の見識が問われる大事なものだと考えております。

本意見書案の中に、「防災を無視した開発をやめ」とありました。現政府が防災を無視していると受け取れます。いかがなものかと思えます。

また、「地域防災計画を見直し」ともありましたが、地域防災計画は国ではなく、各都道府県や市町村の首長が定めるものだと思います。

基本的な考え方には理解はできますが、本意見書案の文章内容では賛同しかねます。反対といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。賛成の立場から討論をいたします。

まず、防災を無視した開発の問題ですけれども、国が今、むしろ防災のためにやっているのは、無駄なダム建設です。国土強靱化の名によるこのダム建設が全てに優先をしています。

例えば、今、河川の場合には、堤防の決壊が非常に大きな災害の要因となっていますけれども、国土交通省では、かねてこのダムではなくて、堤防の強化のために堤防の市民の側、つまり外側の強化についての研究がなされていきましたが、ダムの建設と同時に、こうした研究にも待たががかかっています。こうしたやり方についても、無駄なやり方だと思いますので、そういったところでは、国の対策の変更を求めるものであります。

それと同時に、地域防災計画ですけれども、これは国では防災計画、そして県、市では地域防災計画という名前をうたっていますが、この中身は、例えば、かつての縦割り行政の弊害を防ぐという意味で、広範囲にわたっての計画になっています。

例えば、市町村の場合ですと、これに国の出先機関とのものも含めて、幅広い防災計画を縦割りではなく実施するような内容となっていますので、地域防災計画という名前を使ったから、これは市町村や県のみに限るというものではなく、国をも縛る内容を持っていますので、こういう表現となっています。そうした意味では、この地域防災計画という表現の仕方が、必ずしも限定的なものではないということでもありますので、全般的には防災対策の強化を国に求めるという観点から、こういう表現になっているというふうに解釈をいたしております。

以上により、この法案については賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第17号国による防災対策の強化を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 意見書案第18号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第17、意見書案第18号原発に依拠しない再生可能エネルギーの活用推進を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

意見書案第18号原発に依拠しない再生可能エネルギーの活用推進を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

ことし9月に発生した北海道胆振地方を震源とする地震は、北海道全域にわたる大停電、ブラックアウトを引き起こしました。このような事態への危惧は、既に東日本大震災による東京電力福島原発事故の教訓として多くの関係者からも指摘をされていたところです。大型発電所の一極集中の問題です。世界の各国でも、既にこうした問題への対応から、自然エネルギーへの転換とエネルギーの分散化が進行中です。そのことは、単に安定した電力の供給ということにとどまらず、新たな産業として地域経済の活性化の起爆剤として、今、見直しをされているところです。

ところが、このような状況下であるにもかかわらず、九州電力は、ことし10月13日、太陽エネルギーの出力制限の実施という暴挙に打って出ました。九州電力管内での電力需要は、自然エネルギーで93%、そのうち太陽エネルギーが81%を占めるという全国的にも先行した状況でしたが、川内原発と玄海原発の二つの原発が再稼働をしたため、供給過剰の状態が生れることになりました。その結果、原発優先の考え方から、太陽光発電の制御となったわけです。

太陽光発電の電力会社への接続済みは、福島原発事故以降8倍にふえ、九州電力下の7県では、実に2万4,000事業者の接続がなされています。原発の危険性とそのコスト計算が、当初予測された以上に高額となっていることが明白になってきましたが、これ

以上、将来の経済的、環境的つけ回しはやめて、自然エネルギー中心のエネルギー政策が今必要だと思います。

また、仮に一時的に電力が不足する事態については、国内の円滑な融通体制でこれを取り切ることが得策だと思います。

以上のことから、原発に依拠しない自然エネルギーへの転換を求め、提案理由といたします。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第18号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第18号原発に依拠しない再生可能エネルギーの活用推進を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第18. 意見書案第19号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第18、意見書案第19号消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

日本共産党の田中多輝子でございます。意見書案第19号消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

消費税は営業破壊税です。中小業者にとって大きな負担となっているからです。10%

への消費税率引き上げが強行されれば、中小業者の営業はさらに脅かされ、倒産や廃業がふえることは確実です。

消費税が中小業者の経営を困難にする最大の要因は価格転嫁です。消費者は、商品やサービスの購入時に、本体価格に加えて、現行8%の消費税を小売店に支払う形になっています。購入者から販売者に消費税は支払われているように見えます。それなのに、中小業者が消費税を価格に転嫁できていないのは、自分で価格を決めることができないからです。価格支配力を持つ大企業であれば、自社が適切な利益を上げられるように値段設定をして、消費税も価格に転嫁することができます。

しかし、中小業者にはそれができません。中小業者の場合、取引先の求めに応じて値引かざるを得ないことがあり、商品価格に消費税を加えられないことが多々あります。そのため、納税のために身銭を切るということが発生します。

増税対策としてキャッシュレス決済でポイント還元と言ってありますが、弱者対策になっておりません。戻すぐらいなら増税しなければいいのです。ポイント還元は、中小業者にカード決済の導入を強いることになります。機械の導入や、カード会社への手数料は中小業者にとって大きな負担になります。

業者にとって、消費税は売上高を基準に納税額が決まるという苦しさがあります。たとえ手元に利益が残らなくても、売り上げがあれば消費税の納税義務は発生します。

消費税は、滞納額が最も多い税金です。国税庁によると、2017年度中における新規発生滞納額6,155億円のうち3,633億円と、約6割近くを占めています。

政府与党は、痛税感の緩和、低所得者対策と言って軽減税率やプレミアム付商品券の導入を言ってありますが、商品券は1回配るだけで、増税はずっと続きます。

消費税率10%への消費税は低所得者ほど負担の大きい逆進性を本質とする最悪の税制であり、プレミアム付商品券などで増税の痛みが解消されるわけではありません。

軽減税率についても、軽減といっても8%に据え置くだけで、税率は軽減されません。言葉のトリックであり、ごまかしです。現行から1円も下がりません。その上に、事業者には大きな負担になります。労働者にとっても消費税が10%になったら、2%の賃下げになるということです。本当の意味での働き方改革にも逆行します。8%増税してから暮らしが大変になり、景気も悪くなりました。その教訓を生かすなら、10%増税はきっぱりと中止すべきです。

消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書案についての提案理由を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第19号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより、意見書案第19号消費税率10%への引き上げの中止を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、意見書案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 会議録署名議員の指名

○議長(下川 俊秀君)

これより日程第19、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において植本種實君及び梅澤恭徳君を指名いたします。

○議長(下川 俊秀君)

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

よって、平成30年第4回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前11時14分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 植 本 種 實

議 員 梅 澤 恭 徳